

下呂市監査告示 第7号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成28年12月26日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成 2 8 年度
定期監査結果報告書

下 呂 市 監 査 委 員

定期監査報告書

1 監査の対象

平成２８年度上半期の各部課等の財務に関する事務の執行について監査を実施しました。

【 総 務 部 】	総務課 管理課 防災情報課
【 経 営 管 理 部 】	企画財政課 秘書広報課 地域振興課
【 市 民 部 】	市民課 税務課
【 健 康 医 療 部 】	健康医療課 小坂診療所管理課
【 福 祉 部 】	社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 わかばこども園 上原保育園 宮田保育園
【 農 林 部 】	農務課 林務課
【 観 光 商 工 部 】	観光課 商工課 観光施設（下呂温泉合掌村）
【 建 設 部 】	土木課 建築課
【 上 下 水 道 部 】	水道料金課 水道事業課
【 環 境 部 】	環境課 環境施設課
【小坂振興事務所】	小坂地域振興課
【萩原振興事務所】	萩原地域振興課
【下呂振興事務所】	下呂地域振興課
【金山振興事務所】	金山地域振興課
【馬瀬振興事務所】	馬瀬地域振興課
【 消 防 本 部 】	消防総務課 予防通信課
【 教 育 委 員 会 】	教育総務課 生涯学習課 学校教育課 竹原小学校 馬瀬小学校 菅田小学校 尾崎小学校 小坂中学校 下呂中学校
【市立金山病院】	事務課
【 会 計 】	会計課
【 議 会 事 務 局 】	議会総務課
【監査委員事務局】	監査課

2 監査の期間

平成２８年１１月２日から平成２８年１２月２日まで

3 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施しました。

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略しますが、次の事項について改善または検討してください。

【指摘事項】

○老谷ささやき自然公園キャンプ場の管理委託について

老谷ささやき自然公園キャンプ場の施設管理業務は委託され、契約により受付業務、施設の管理運営業務、清掃業務等が受託事業者において行われていますが、受付業務には、行政処分に該当する施設の使用許可行為が事実上含まれています。業務委託において、使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することができないことから適正を欠きます。

なお、施設の管理業務が包括的に委託されていることや、当施設は、地域おこし協力隊がグリーンツーリズム推進のために取り組んでいる活動の場にもなっていることから、事業者の自主的な運営や経営努力によって、施設の設置目的を効果的に達成することが期待できる指定管理者制度の導入について、検討してください。

(馬瀬振興事務所 馬瀬地域振興課)

○位山自然の家の管理委託について

位山自然の家の施設管理業務は委託され、契約により管理運営業務が受託者において行われています。契約の中で開館期間を定め、仕様で、期間中に施設の利用申し込みがある場合は受け入れることとしており、事実上施設の使用許可は受託者において行われています。しかしながら、業務委託において、使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することができないことから適正を欠きます。

なお、当施設の管理業務が包括的に委託されていることから、事業者の自主的な運営や経営努力によって、施設の設置目的を効果的に達成することが期待できる指定管理者制度の導入について、具体的な検討を進めてください。

(教育委員会 生涯学習課)

○非常勤の特別職職員の費用弁償支給の取り扱いについて

非常勤の特別職職員が、職務のため自宅から一旦市庁舎へ出向き、公用車に同乗して市外へ出張した場合の費用弁償について、支給額算出の根拠となる条例、規則等の解釈の相違から、一部において支給額に差異が見受けられました。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条中の別表で、費用弁償は、「下呂市職員等の旅費に関する条例（略）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。」と定められています。そして、下呂市職員等の旅費に関する条例で、日当の額や在勤地内における旅費について規定され、さらに同条例施行規則では、在勤地内における旅費について、日当の額を基礎として距離又は時間に応じた支給額が規定されています。

支給額の差異は、自宅から市庁舎までの交通費を在勤地内の旅費として旅費日当に加算するか否かによるものとなっています。これについて解釈が統一されておらず、自宅から市庁舎までに要した交通費を在勤地内の旅費として算入できるとする解釈がある一方で、在勤地内の旅費を支給すると、同一日における費用弁償の重複支給にあたるため在勤地外の一連の出張として取扱い、旅費日当のみを支給するという解釈があるものと思われます。それぞれの解釈による取り扱いは、前者は妥当性（費用弁償の重複支給）、後者は合理性（在勤地内と在勤地外における距離による支給額の均衡）に欠けるものと思料します。また、在勤地内の旅費は、規則で、距離又は時間のいずれかの要件を満たしている場合に支給されていますが、この規定による取り扱いも合理性に欠けるものと考えられます。

非常勤の特別職職員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるとする、地方自治法第203条の2第3項の規定の趣旨に則って、費用弁償の支給方法について見直し、その上で、条例及び規則の明確な規定の整備について検討されるよう望みます。

（総務部 管理課）

【意 見】

○濁河エリアクロスカントリーコースの利用について

濁河エリアクロスカントリーコースは平成27年11月に完成し、高地トレーニングエリア誘致活動強化業務の中で施設管理業務が委託されていますが、このほかに地形や天候といった自然要因で、当年度において2度の修繕工事（工事費合計973,080円）が行われています。また、同コースの利用料は無料となっており開放されていることもあってか、利用者数の把握は、御嶽パノラマグラウンドの利用者数をもとに推計により行われています。

当該施設の立地条件や施設の状況を考慮すると、今後も自然要因による継続的な維持修繕の必要性は十分に予想されることから、利用状況を正確に把握した上で費用対効果を検証し、利用や施設の在り方について検討してください。

（経営管理部 地域振興課）

○観光客誘致対策事業負担金について

飛騨街道と萩原桜めぐり推進事業負担金（総額 4,052,000 円）が、萩原町観光協会からの請求により概算払いで交付され、その中に、観光施設事業として、「観光やな」の設置費（950,000 円）及び撤去費（675,000 円）が含まれています。そして、この「観光やな」の設置・撤去に係る市負担額は、事業費（予算額）の全額となっており、少なくとも 4 年間は同額で支出されています。観光客誘致対策事業負担金の金額は、各観光協会と調整の上、収支内訳によって審査することになっており、「観光やな」に係る事業費は毎年変動していることから、この事業費についても精査した上で、負担額を決める必要があると考えます。

負担金については規則や要綱がないとしても、第 3 次下呂市行政改革大綱の基本方針のひとつである「Ⅰ 持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営の改革」の「3 補助金等の見直し」の中で、すべての補助金、負担金について見直す旨が掲げられていることから、前もって、詳細な事業費内訳書や資料の提出を求め、負担の内容とその妥当性について統一的な基準により精査に努められるよう要望します。

（観光商工部 観光課）

○公金管理委員会について

市の公金について、円滑な管理運用を図る目的で公金管理委員会が設置され、縁故債の借入れに伴う金融機関の選定を中心に協議されていますが、下呂市公金管理委員会設置要綱第 2 条第 1 項で定められた協議事項のうち、第 1 号の「年間の資金管理計画及び運用方法に関すること」、第 3 号の「公金の管理運用状況の確認に関すること」については近年協議が行われていません。

今後、市の財政運営状況は厳しさを増すことが予想されることから、同委員会が果たす役割は重要性を増すものと思料します。また、会計管理者の職制の変更が予定されていることもあり、要綱に則り、一層円滑な公金の管理運用がされることを望みます。

（会計課）

○特命随意契約について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項には、随意契約によることができる場合が規定され、下呂市契約規則第 26 条で「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく複数の者から見積書を徴さなければならない。（略）」と定められ、内規（契約関係統一事項 管理課）で見積書徴収基準が規定されています。他方、特命随意契約（1 者随契）は、複数の業者等から見積書を徴収する必要がないことから、競争性に欠けることになり、一般的に落札率が高止まりになるといわれています。

今回の監査で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「性質又は目的が競争入

札に適しないもの」を理由とした 1 者特命随意契約の中には、特命理由について「過去に実績がある」、「現場を熟知している」など具体性及び妥当性に乏しいものが見受けられました。

地元企業の受注による地域経済への貢献については考慮しなければなりません、地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則となっており、その例外のひとつとして随意契約が認められていることを各担当者は認識し、安易に特命随意契約とするのではなく、相手方の唯一性を十分に検討した上で、特命とする明確な理由書を作成することに努めてください。

また、随意契約の適正化を推進するため、ガイドラインの作成についても検討してください。

(共通事項・総務部 管理課)

○職員の定員管理について（第 3 次下呂市行政改革実施計画）

職員の定員適正化計画は、平成 18 年度から 5 年ごとに策定されており、平成 28 年 3 月には第 3 次計画が策定され、第 1 次計画策定後、正職員数は 194 人減少して平成 27 年 4 月現在で 611 人となっています。

第 1 次の取り組みでは、急激な削減により組織の合理化や人件費の削減に大きな効果が得られたものの、組織の年齢構成に歪みが生じたと分析しています。このため、第 2 次の取り組みでは、これの平準化を図ったとし、具体的な取り組みについては、中・長期的視点に基づく組織づくり、事務事業の見直し、民間委託等のアウトソーシング、指定管理者制度への移行、民間との協働などが挙げられています。そして、平成 28 年度から平成 32 年度までの第 3 次計画では、正職員数を 20 人減員し 591 人、再任用職員を含む職員数は、5 人減員して 606 人となっています。

再任用制度は、知識、経験、能力を活用することや、公的年金の支給開始年齢の引き上げに対する措置の観点から、今後有効的に活用すべきものと考えます。そこで第 3 次計画を見ると、再任用職員については、平成 28 年度の 2 人が、年次で 11 人、21 人、14 人、15 人となっています。計画を達成するためは、ただ「再任用を希望する職員がいない」だけで済ませるのではなく、これまでの任用実績を検証した上で、勤務形態や配置ポストなどについて改めて検討し、計画に沿った再任用ができるよう努力してください。

第 3 次計画策定にあたっては、類似団体や県内自治体との比較方法を用い、当市の政策的判断を考慮して目標値が設定されています。また、今後の取り組みとして、第 3 次行政改革大綱の施策により事務量の削減等を行うこととし、具体的には人材育成、機構改革による管理職の削減と組織の機能強化、そして引き続き、アウトソーシング、協働の推進を図るとしています。目標値の設定については、他市との比較、事務量の削減等は定数削減要因とし、振興事務所体制については政策的判断として計画の対象から除外し、当市固有の事情や実現の可能性を踏まえたものとしています。

これまでの定数削減の取り組みの結果においては、その反動として生じた組織の年齢構

成の歪みに加え、職員の業務負担が増加していることが看取できます。そして、当市が直面する人口減少や少子高齢化問題、産業の振興など重要かつ喫緊の課題に対応するため、新規事業やプロジェクトが急増していることから、今後計画を進める上で、各部署の業務の実態を詳細に把握し、過重な業務負担とならないよう職員数削減の妥当性について十分に検討されるよう強く要望します。

また、管理職の削減にあたっては、適正な管理体制が保たれるのか十分に検討するとともに、女性管理職の登用について配慮されるようあわせて要望します。

(総務部 総務課・管理課)